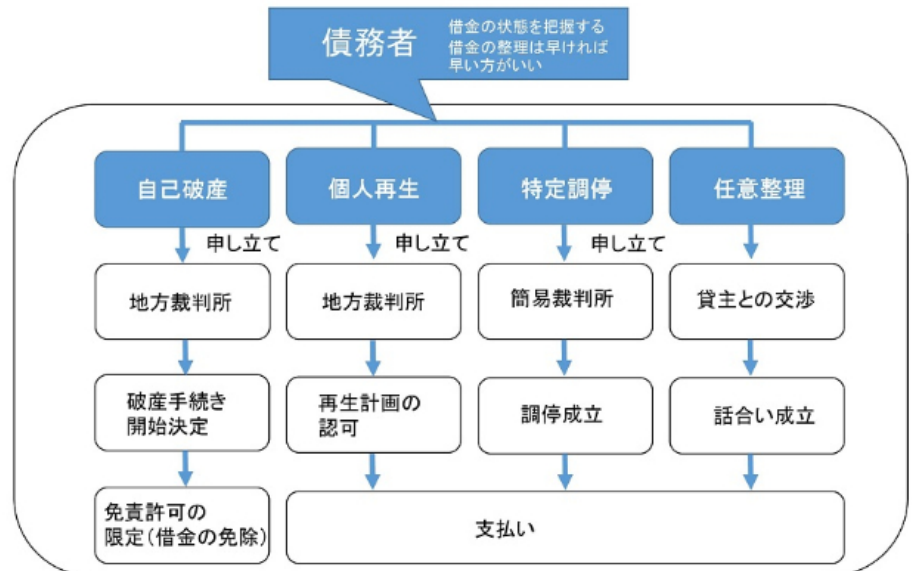


[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働者福祉・共済](#) | [労働金庫](#) | [借金整理のすすめ（整理法）](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[協同組合](#)[労福協](#)[労働金庫](#)[全労済](#)[県生協連](#)[勤労者信用基金協会](#)[年金福祉協会](#)[福祉基金協会](#)[ユニオントラベル](#)[教育カリキュラム](#)

借金整理のすすめ（整理法）


[🔍 キーワード検索はこちら](#)

一定の金額以上の借金になると、金利の支払いに追われて、借金の返済のための借金を繰り返すという状況になります。

いわゆる自転車操業状態です。

こうなると精神状態も不安定になり、身の回りのあらゆることがおかしくなってきます。

できるだけ早いうちに信用できる機関や弁護士に相談することが必要です。

借金の整理法には大きく分けて4つあります。

①任意による借金整理法

比較的借金が少ない場合などに、裁判所などの公的機関を通さずに、私的に債務を整理しようというものです。債務者の支払能力等に応じて債務を減額し、一括弁済あるいは分割弁済で支払うという方法です。

②民事調停（特定調停）による借金整理法

これもあまり借金が多くない場合の整理法で、簡易裁判所に調停を申し立て行きます。

調停委員は利息制限法の金利に引き直して調停案が出され、双方が合意すれば調停が成立し減額した額を弁済します。

③個人（民事）再生による借金整理法

一定の条件に該当する人が裁判所へ申し立てて、裁判所の認可により減額された一定額を弁済し、住宅ローンがあっても住宅を失うことなく、再生ができるというものです。

可能かどうかは弁護士等との綿密な相談が必要です。

④自己破産による借金整理法

○破産手続開始の決定

破産手続開始の申立てを裁判所にし、その決定を得て、さらに免責の決定を得れば、租税などの一部の債務を除いて借金はなくなります。

財産のある破産手続では、破産手続開始の決定と同時に破産管財人を選任し、破産者の財産を換価し、分配する配当手続きをします。

しかし、債務者の財産が少なく破産手続きの費用すら出ず、債権者に配当がでないことがわかっている場合、破産手続きは省略して、破産手続きを終結します。

破産者になると当然ながらいくつもの不利益を受けますが、一般的に考えるほど大きなものではありません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.